

感染状況・医療提供体制の分析（10月20日時点）

区分	モニタリング項目		前回の数値 (10月13日公表時点)	現在の数値 (10月20日公表時点)	前回との 比較	これまでの 最大値	項目ごとの分析	
	※①～⑤は7日間移動平均で算出						総括 コメント	感染状況は改善傾向にあ るが、注意が必要である
感染状況	①新規陽性者数 ^{※1} (うち65歳以上)		86.3人 (11.4人)	46.1人 (7.7人)	↓	4,701.9人 (2021/8/19)	総括 コメント	感染状況は改善傾向にあ るが、注意が必要である
	②#7119（東京消防庁救急 相談センター） ^{※2} における 発熱等相談件数		57.4件	53.4件	→	209.7件 (2021/8/16)	ワクチンを2回接種した後も感染す る可能性があり、軽症や無症状でも 周囲の人に感染させるリスクがある。 ワクチン接種後も、感染リスクの高 い行動を引き続き避けるとともに、 基本的な感染防止対策を徹底する必 要がある。	個別のコメントは別紙参照
	③新規陽性者 における接触 歴等不明者 ^{※1}	数	48.4人	29.1人	↓	2,882.6人 (2021/8/19)	増加比 ※3	281.7% (2020/4/9)
医療提供体制	④検査の陽性率（PCR・ 抗原）（検査人数）		1.0% (6,334人)	0.7% (5,948人)	↓	31.7% (2020/4/11)	総括 コメント	通常の医療との両立が可能 な状況である
	⑤救急医療の東京ル ール ^{※4} の適用件数		49.3件	45.1件	→	145.1件 (2021/8/14)	受入体制	人工呼吸器管理期間が14日以上の患 者が重症患者全体の約8割を占め、 ICU等の重症用病床の使用が長期化 しているが、入院患者数と重症患者 数は継続して減少しており、通常医 療との両立が可能になりつつある。
	⑥入院患者数 (病床数)		480人 (6,651床)	280人 (6,651床)	↓	4,351人 (2021/9/4)	⑦重症患者数 人工呼吸器管理（ECMO含む）が 必要な患者（病床数）	297人 (2021/8/28)
	43人 (503床)	27人 (503床)	↓					個別のコメントは別紙参照

※1 都外居住者が自己採取し郵送した検体による新規陽性者分を除く。

※2 「#7119」…急病やけがの際に、緊急受診の必要性や診察可能な医療機関をアドバイスする電話相談窓口

※3 新規陽性者における接触歴等不明者の増加比は、絶対値で評価

※4 「救急医療の東京ルール」…救急隊による5医療機関への受入要請又は選定開始から20分以上経過しても搬送先が決定しない事案

【参考】VRSデータによる都民年代別
ワクチン接種状況（10月19日現在）

都内全人口	接種対象者（12歳以上）	高齢者（65歳以上）
1回目72.1%	2回目66.0%	1回目79.4% 2回目72.8% 1回目90.3% 2回目89.0%

総括コメントについて

1 感染状況

<判定の要素>

- モニタリング項目に加え、地域別の状況やワクチン接種の状況等、モニタリング項目以外の指標の状況も含め、感染状況を総合的に分析

<総括コメント（4段階）>

- 大規模な感染拡大が継続している／感染の再拡大の危険性が高いと思われる
- 感染が拡大している／感染状況は拡大傾向にないが、警戒が必要である
- 感染拡大の兆候がある（と思われる）／感染状況は改善傾向にあるが、注意が必要である
- 感染者数が一定程度に収まっている（と思われる）

2 医療提供体制

<判定の要素>

- モニタリング項目に加え、療養者の年齢構成、重症度、病床の状況やワクチンの接種状況等、モニタリング項目以外の指標の状況も含め、医療提供体制を総合的に分析

<総括コメント（4段階）>

- 体制が逼迫している／通常の医療が大きく制限されている（と思われる）
- 通常の医療を制限し、体制強化が必要な状況である／通常の医療が一部制限されている状況である
- 体制強化の準備が必要な状況である／通常の医療との両立が可能な状況である
- 平常の体制で対応可能であると思われる

【参考】国のステージ判断のための指標

※「感染再拡大（リバウンド）防止に向けた指標と考え方に関する提言」
 (令和3年4月15日新型コロナウイルス感染症対策分科会)

区分	国の指標及び目安			前回の数値 (10月13日公表時点)	現在の数値 (10月20日公表時点)	判定
		ステージIIIの指標	ステージIVの指標			
感染の状況	新規報告者数※1	15人 /10万人/週 以上	25人 /10万人/週 以上	4.5人 (10月7日～10月13日)	2.4人 (10月14日～10月20日)	ステージII相当
	感染経路不明割合※1	50%以上	50%以上	56.8%	63.4%	ステージIII
	PCR陽性率※1	5%以上	10%以上	1.0%	0.7%	ステージII相当
医療提供体制等の負荷	療養者数※2	20人 /10万人 以上	30人 /10万人 以上	8.3人	4.9人	ステージII相当
	病床全体※3	確保病床の 使用率20%以上	確保病床の 使用率50%以上	7.0% (465人/6,651床)	4.0% (266人/6,651床)	ステージII相当
	入院率	40%以下	25%以下	41.7% (480人/1,150人)	41.4% (280人/676人)	ステージII相当
病床のひっ迫具合	うち 重症者用 病床※3,4	確保病床の 使用率20%以上	確保病床の 使用率50%以上	14.8% (179人/1,207床)	7.7% (93人/1,207床)	ステージII相当

※1 7日間移動平均で算出。 ※2 入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数。

※3 新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ要請があれば、患者受け入れを行うことについて医療機関と調整済の病床数。

※4 重症者数については、厚生労働省の8月24日通知により、集中治療室（ICU）等での管理、人工呼吸器又は体外式心肺補助（ECMO）による管理が必要な者としており、ICU等での管理が必要な患者を、診療報酬上の定義による「特定集中治療室管理料」「救命救急入院料」「ハイケアユニット入院医療管理料」「脳卒中ケアユニット入院管理料」「小児特定集中治療室管理料」「新生児特定集中治療室管理料」「総合周産期特定集中治療室管理料」「新生児治療回復室入院管理料」の区分にある病床で療養している患者としている。

国立市医師会長（さくら通りクリニック院長） 春日井先生コメント

令和 3 年 10 月 18 日

（感染状況について～最近の診療場面より）

このところ、体調不良や発熱についての問合せは来ていない。発熱の患者等に対し週 10 件ほど PCR 検査をしているが、陽性者は出ていない。

むしろ、インフルエンザ予防接種についての問合せの方が来ている。

（3回目のワクチン接種について）

国立市では、おおむね今年の 5 月から 1 回目のワクチンの接種が始まったので、3 回目の接種の準備も必要である。

スムーズな進行のためには、集団接種は集団接種で、サテライト接種はサテライト接種で、同時に運用した方が良いだろう。

（冬季シーズンに向けて気を付けること）

まずは「密」を避けるほかない。そして、マスク、手洗い、うがい等基本的な対策の徹底を継続しながら、ワクチン接種を希望する方には速やかに接種をしていくことが重要である。

有効なコロナ治療の内服薬が完成するまでは、こういった基本的な対策は続ける必要があるだろう。内服薬ができれば、供給がショートしない限り必要な患者にいきわたるはずである。

3総防管第2748号
令和3年10月21日

各区市町村長 殿

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

「基本的対策徹底期間」における対応について

各区市町村におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

専門家の分析によると、都内の感染状況については、新規陽性者数が継続して減少し、改善傾向にあります。また、医療提供体制の状況についても、入院患者数と重症患者数が継続して減少するなど、通常医療との両立が可能になりつつあります。他方、専門家からは、ワクチン接種後も、基本的な感染防止対策を徹底する必要があるとの指摘がありました。

こうした状況を踏まえ、都は、令和3年10月21日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部において、10月24日をもってリバウンド防止措置期間を終了し、「基本的対策徹底期間」(10月25日から11月30日まで)に移行することを決定いたしました。

同期間における対応の概要は、①都民向けの協力依頼（「三つの密」の回避をはじめとする基本的な感染防止策徹底の協力依頼等）、②事業者向けの協力依頼等（飲食店等において、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とすることについての協力依頼、「TOKYOワクショナップル」等の活用の推奨等）、③イベントの開催制限（人数上限や収容率等の規模要件に沿った開催要請等）等です。

各区市町村におかれましては、関係機関等への周知及び対応について、ご協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、12月1日以降の対応については、別途決定し、改めてお知らせいたします。

基本的対策徹底期間における対応

令和3年10月21日
東京都

1. 基本的対策徹底期間における対応

(1) 区域

都内全域

(2) 期間

令和3年10月25日（月曜日）0時から11月30日（火曜日）24時まで

※12月1日（水曜日）以降の対応等の内容については、別途、決定

(3) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、以下のとおり対応

①都民向け

- ・「三つの密」の回避等をはじめとした基本的な感染防止策の徹底について協力を依頼
- ・帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控えるよう協力を依頼 等

②事業者向け

- ・業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策の徹底について、協力を依頼
- ・適切な感染防止策が講じられていることを前提に、必要な規模要件（人数上限・収容率）に応じた開催を要請 等

2. 都民向けの協力依頼

- 「三つの密」の回避、人ととの距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- 外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力を依頼
- 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控えるよう協力を依頼
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するよう協力を依頼
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えるよう協力を依頼

3. 事業者向けの協力依頼等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への協力依頼

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
遊興施設 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none">● 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗<ul style="list-style-type: none">・同一群体の同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼する。大人数で同一テーブルを使用する場合には、感染リスク低減のため、「TOKYOワクショニアプリ」（11月1日以降）又は他の接種証明書等を活用することを推奨・認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none">● 上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗<ul style="list-style-type: none">・同一群体の同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼・酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼● カラオケ設備を提供している店舗<ul style="list-style-type: none">・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場	<ul style="list-style-type: none">● 上記の店舗に共通の協力依頼<ul style="list-style-type: none">・業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼

3. 事業者向けの協力依頼等

(2) その他の施設への協力依頼等①

施設の種類 (施行令第11条)	内訳	対応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	<ul style="list-style-type: none"> ●イベントを実施する場合、規模要件等に沿った施設の使用を要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項）（「3（3）イベントの開催制限」参照）
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	<ul style="list-style-type: none"> ●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	<ul style="list-style-type: none"> ●大人数や長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	<ul style="list-style-type: none"> ●業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
商業施設 (第12号)	スーパー・銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	

3. 事業者向けの協力依頼等

(2) その他の施設への協力依頼等②

施設の種類 (施行令第11条)	内訳	対応
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の事項を徹底するよう協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染防止策の実施 ・部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止策、飲み会等に関する学生等への注意喚起 ・発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること ・大学等においては、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること
大学等 (第3号)	大学等	

(3) イベントの開催制限（令和3年10月31日（日）0時から）

※10月25日～10月30日の取扱いは、9月28日公表のリバウンド防止措置期間の取扱いを参照

- イベント主催者等に対して、規模要件等（人数上限・収容率等）に沿った開催を要請（法第24条第9項）

	施設の収容定員（※1）		
	5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超～
大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合（※2）	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
大声での歓声、声援等が想定される場合（※2）	収容定員の半分まで可		

（大声での歓声等がないことを前提としうる場合）クラシック音楽、演劇等 （大声での歓声等が想定される場合）ロックコンサート、スポーツイベント等

※1 収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離（1m）を確保 ※2 実態に照らし、個別具体的に判断

- 接触確認アプリ等を活用するよう協力を依頼
- 感染リスク低減のため、「TOKYOワクショナアプリ」（11月1日以降）又は他の接種証明書等の活用を推奨
- 業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼

(4) 職場への出勤等

- テレワークの活用や、人との接触を低減するための取組などを実施するよう協力を依頼

現在位置: [トップページ](#) > [東京都の取組・対応](#) > [災害の情報・対応状況](#) > [【令和3年度】東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議・東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会資料・東京都危機管理対策会議](#) > (第64回) 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料 (令和3年10月21日)

(第64回) 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料 (令和3年10月21日)

更新日 令和3年10月21日

令和3年10月21日（木曜日）に開催した東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第64回）の資料は次のとおりです。

※会議の様子を撮影した動画は、外部リンク（YouTube）から御覧ください。

添付ファイル

[第64回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料 \(PDF 2.5MB\)](#) □

○ [新型コロナウイルス感染症対策に係る東京都の取組 \(PDF 12.8MB\)](#) □ (918-71)

関連情報

> [\(動画\) 第64回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議 \(令和3年10月21日\) \(外部リンク\)](#) □

> [\(第2602報\) 第64回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催について \(令和3年10月21日\)](#)

このページに関するお問い合わせ

- 会議に関するご質問
東京都総務局総合防災部
電話 03-5320-7891
- 新型コロナウイルスに関するご質問
東京都福祉保健局感染症対策部
新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口
電話 0570-550571
受付時間 午前9時から午後10時まで（土、日、祝日を含む）
電話番号のお掛け間違いにより、ご迷惑をお掛けするケースが発生しています。
頭の0（ゼロ）を忘れないよう、ご注意ください。
お問い合わせの際は電話番号を再度お確かめのうえ、お掛けくださいますようお願い申し上げます。

ID 1020459

新型コロナウイルス感染症対策に係る 東京都の取組

– 未曾有の感染を乗り越えて –

令和3(2021)年10月21日改訂版

東京都新型コロナウイルス感染症対策本部

本資料は、令和3年6月8日に公表した資料から、同年9月30日の緊急事態宣言の解除を受け、時点の更新を行ったものです。
各種データは、別に表記がある場合を除き、同年10月8日時点の内容を記載しています。
「予算上の対応状況」については、同年10月13日（議決日）の補正予算まで反映しています。